

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則
第9条第2項第2号において求められる輸送容器の技術基準

輸送容器の技術基準として、以下のいずれかの条件を満たすことが求められている。

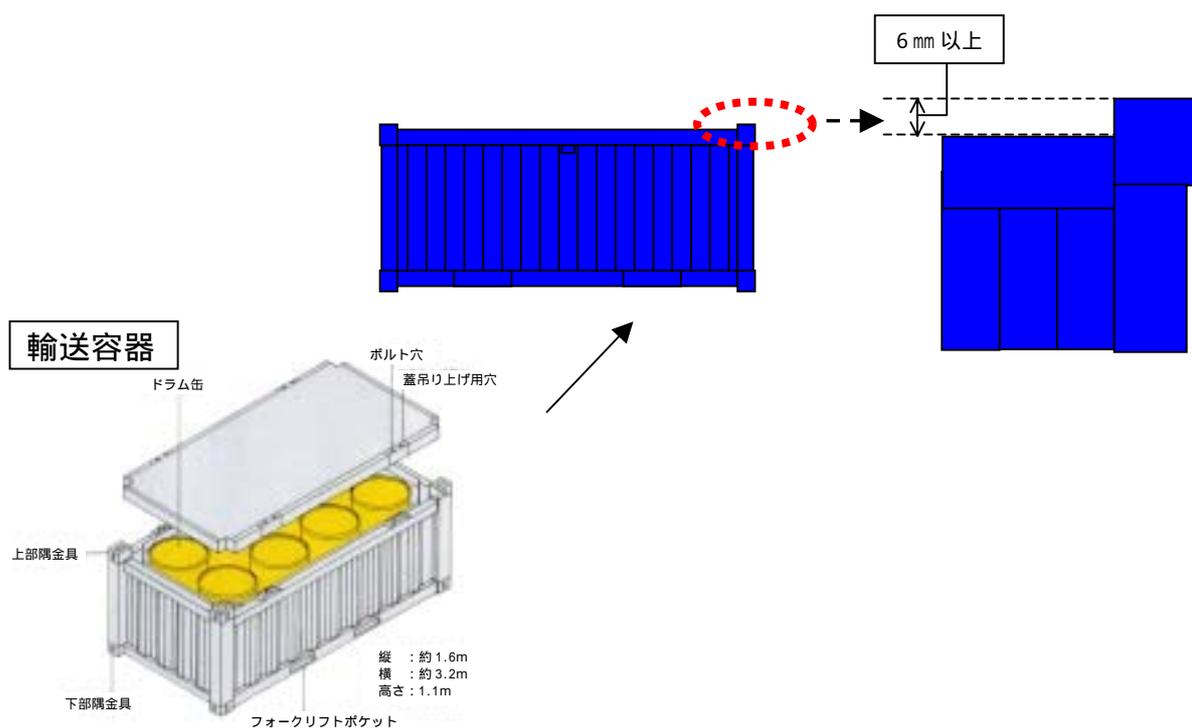
【同規則第9条第2項第2号前段で求める主な技術基準】

輸送物（輸送容器とドラム缶）の総重量が7,530kg以下で、ドラム缶の配置を制限した落下試験^(注)や積み重ね試験などの一般的な試験条件を満足すること、など

(注) 落下試験は、輸送容器内のドラム缶の配置および重量制限を行って実施

【同規則第9条第2項第2号後段で求める主な技術基準】

輸送物（輸送容器とドラム缶）の総重量が9,130kg以下で、輸送容器の上部隅金具の上面が輸送容器の蓋の頂面から6mm以上突き出していること（下図）など



以 上